

学校保健安全委員会年2回以上の開催に向けて

令和2年7月

岐阜県教育委員会 体育健康課

子供たちの健康課題が複雑多様化、深刻化しています。子供たちの健康課題を解決するためには、子供たちが自らの生活行動をよりよく改善し、明るく健康で活力ある生活を送るための資質や能力を高める取組が求められています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、感染症対策については、家庭や学校医、学校薬剤師、関係機関等との連携がより重要です。

そのためには、学校保健の中核的な組織である学校保健安全委員会を機能させ活性化を図る必要があります。

◆コロナ禍での学校保健安全委員会開催について

今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、例年通りの形での開催は難しい状況にあります。

短時間で充実した会にしていくためには、「何を協議するのか」「構成メンバーはどうするのか」考えることや、「誰に何をこそ発言してほしいのか」イメージすることが大切になります。さらに、協議の視点を明確にした資料の作成や、資料の事前配布を通して参加者が見通しをもてるようにしていくことで焦点化した効率の良い話し合いにつながることもあります。

コロナ禍だからこそ、改めて学校保健安全委員会の意義や目的を理解し、自校の学校保健安全委員会の在り方について考える機会にさせていただきたいと思えます。そして、学校の危機管理体制の構築や子供たちの資質や能力の向上につなげていただきたいと思います。

※岐阜県では「学校保健安全委員会」と示していますが、参考とした資料、通知文等では「学校保健委員会」と表記されていますので、資料のとおり表記しております。以下、「学校保健委員会」と表記があるところは、資料、通知文等から抜粋ですのでご理解願います。

(1) 学校保健委員会とは

学校における心身の健康問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織であり、ただ単に意見交換をするだけでなく、実践化を目指す組織である。学校における健康教育は、家庭や地域社会の協力なしに成果を挙げることは困難である。開かれた学校づ

くりとともに、地域社会の教育力を生かすことが求められている中、学校、家庭、地域社会を結ぶ中核的な組織として学校保健委員会の果たす役割は大きい

(学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—平成 27.4 (公財)日本学校保健会)

(2) 学校保健委員会の意義

- ①学校の組織・児童生徒・教職員・保護者・地域の関係機関・地域住民等すべてを巻き込むことができる。ダイナミックな活動を展開することができる。
- ②児童生徒を参画させることによって、児童生徒主体の健康教育を推進することができる。
- ③地域の他の学校(小学校・中学校・高等学校)との交流を通して、地域レベルで健康課題の解決に向けて協力し合うことができる(地域学校保健委員会)。
- ④学校、家庭、地域社会と連携していくことで、複雑・多様化した児童生徒の心身の健康課題の解決に向けて効果的な取組ができる。

(学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—平成 27.4 (公財)日本学校保健会)

(3) 学校保健委員会の沿革

下記のとおり、各答申等により学校保健委員会の設置がもとめられている。

- 中等学校保健計画実施要領(試案)(文部省昭和24年)
- 学校保健計画実施要領(文部省昭和25年)
- 体育局長通達(昭和33年6月16日)
- 保健体育審議会答申(昭和47年12月20日)

学校における健康問題を研究協議し、それを推進するための学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である。

- 保健体育審議会答申(平成9年9月22日)
- 中央審議会答申(平成20年1月17日)

「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」

Ⅱ-3 学校、家庭、地域社会の連携の推進

(1) 学校保健委員会

- ①学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。学校保健委員会は、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代

表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって、運営することとされている。

- ②学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられている。また、昭和47年の保健体育審議会答申においても「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言されているが平成17年度の学校保健委員会の設置率は、小学校 81.7%、中学校 78.6%、高等学校 76.7%にとどまっている。また、設置されていても開催されていない学校や年1回のみ開催が多く、充実した議論が行われていないなど質的な課題がある。

- ③学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機能などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることからその活性化を図っていくことが必要である。このため、学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするなどして、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。さらに、国、地方公共団体において、様々な資料を収集したデータベースを作成し、ホームページから一括してダウンロードできる環境整備を図るとともに、学校において適切な審議の下に活用することや、普及のために啓発資料を活用した研修会を実施するなどして、学校保健委員会の設置の促進や質の向上を図っていく必要がある。

(4) 岐阜県教育振興基本計画～第3次教育ビジョン～

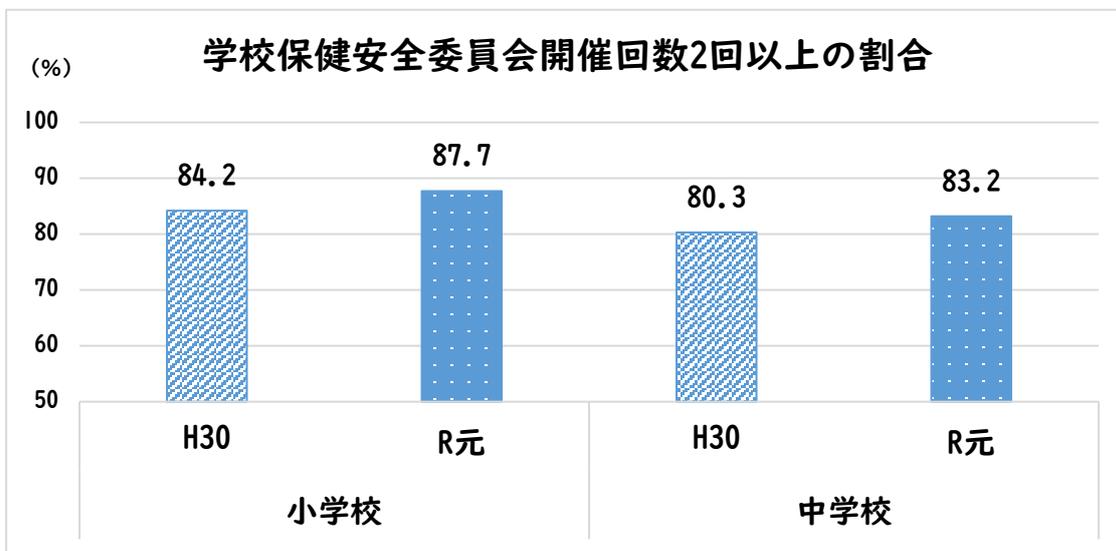
岐阜県教育振興基本計画～第3次教育ビジョン～には次のような施策実施指標が示されています。

岐阜県教育振興基本計画 ～第3次教育ビジョン～

◆ 施策実施指標

学校保健安全委員会を年2回以上実施している学校の割合
⇒2023年度目標値 小学校 100% 中学校 100%

(5) 岐阜県小中学校の実態



■今後に向けて

- *学校保健安全委員会は、学校保健計画に位置付け、年2回以上開催する。
- *保健主事がリーダーシップを発揮し、学校保健安全委員会を企画、運営できるようにする。
- *学校保健安全委員会の内容の充実を図り、学校全体で健康づくりが推進できるようにする。

(6) 学校保健委員会に関する評価の例

1 計画

- ①教育計画や学校保健計画に位置付けられていたか。
- ②日程、時間帯は関係者が集まるのに適切であったか。

2 構成メンバー

- ①課題に適した構成メンバーになっていたか。
- ②関係機関や地域の人々の力を活用していたか。

3 運営

- ①実態に即した議題であったか。
- ②会のねらいや議題が関係者に事前に周知されていたか。

- ③議題に沿った資料であったか。
- ④会場の設営は適切であったか。
- ⑤参加者が主体的に関われる運営であったか。
- ⑥会の進行はスムーズであったか。

4 事後活動

- ①参加者のそれぞれが行う事後の活動は明確であったか。
- ②事後の活動は確実に実施されていたか。
- ③望ましい変容は見られていたか。

(保健主事のための実務ハンドブック 平成22年3月 文部科学省)

(7) 関係者の意識を高めるために留意事項の例

○適切なテーマの設定

単に課題を羅列するのではなく、課題をどのように改善し、そのためにはどのような話し合いが必要で、どのような活動につなげていくかなどをイメージすることが大切です。適切なテーマを設定することは話し合いを充実させ、その後の活動にも大きな影響を及ぼします。

○テーマにふさわしい委員の人選

テーマが設定される前に学校保健安全委員会のメンバーが決まっているケースが多いと思われます。基本的なメンバーで構成しながらも、テーマの内容によっては委員を加えるなど柔軟な体制が活性化につながります。

○協議内容及びその後の活動までイメージして運営を考えよう

どのような話し合いにしたいのか、だれからどのような発言を期待するのかなど話し合いの様子をイメージしながら運営を考えます。さらに事後の活動へのつなぎ方を考えましょう。話し合われたことを事後の活動での実践につなげることで、メンバーや関係者の意識が高まり、学校保健委員会の活性化につながります。

○準備・運営・事後活動の実務

全体の企画等は保健主事が中心となりますが、準備・運営・事後活動は、できるだけ

学校保健委員会や保健部のメンバーが主役となるよう配慮することで、主体的な取組が期待できます。保健主事は、目標の達成に向けてメンバーに対する助言や励ましをしましょう。

(保健主事のための実務ハンドブック 平成22年3月 文部科学省)

(8) 学校保健安全委員会参考資料

- ・学校保健委員会マニュアル 平成12年2月(財法)日本学校保健会
- ・やってみませんかこんな学校保健委員会 平成18年2月(財法)日本学校保健会
- ・保健主事のための実務ハンドブック 平成22年3月 文部科学省
- ・学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—平成27年4月(公財)日本学校保健会

食物アレルギーの対応について

アレルギー疾患対応をめぐり、平成26年にアレルギー疾患対策基本法が成立し、平成29年にアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針が策定されました。

基本的な指針の中でも、アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項として、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保が示されました。

岐阜県では、第3次教育ビジョンで「学びを支援する安全・安心な教育環境づくり」を基本方針の一つに揚げ、「子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実」に取り組んでいます。食物アレルギー対応は、その中の重要な施策です。

アレルギー疾患のある児童生徒等の学校生活を安心・安全なものにするためには、学校、保護者、医療関係者と連携をもとに、正しい知識に基づいた食物アレルギーの対応が必要です。

(1) 令和2年度 食物アレルギーを有する児童生徒等の状況調査結果より [R元.7]

①概要

【小学校】

項目	人数(全数に対する割合) [該当に対する割合]
学校等で配慮・管理が必要な生徒数	4,444人(4.2%)
学校生活管理指導表等活用率	3,328人[74.9%]
エピペンを所持している生徒数	586人
エピペンの実技研修実施率	91.9%

【中学校】

項目	人数(全数に対する割合) [該当に対する割合]
学校等で配慮・管理が必要な生徒数	2,204人(4.1%)
学校生活管理指導表等活用率	1,471人[66.7%]
エピペンを所持している生徒数	180人
エピペンの実技研修実施率	86.0%

(2) 体育健康課に報告があったアナフィラキシー症状による救急搬送のまとめ

		H27	H28	H29	H30	R01	合計	%	
報告件数		8	6	16	19	14	63		
校種	幼稚園	0	0	1	0	0	1	1.6	
	小学校	5	1	5	9	7	27	42.9	
	中学校	3	4	7	9	4	27	42.9	
	高校	0	1	3	1	2	7	11.0	
	特別支援	0	0	0	0	1	1	1.6	
報告の詳細	管理表有	5	5	11	12	6	39	61.9	
	既往歴無	2	1	4	7	8	22	34.9	
	昼食後	5	5	13	16	11	50	79.4	
	誤飲誤食	2	0	0	0	2	4	6.3	
	運動後	4	3	11	13	8	39	61.9	
	エピペン使用	3	3	7	7	4	24		
	投与した人	養護教諭	3	1	5	3	3	15	62.5
		管理職・担任他	0	0	0	1	0	1	4.2
		本人	0	2	1	2	1	6	25
		保護者	0	0	1	1	0	2	8.3

(3) アナフィラキシー症状による救急搬送の報告

- ・令和元年度の給食の誤飲誤食を原因としたアナフィラキシー症状の報告は2件でした。主な要因は、複数チェックが実施されておらず、確認が不十分でした。
- ・およそ8割は、昼食後（昼休み、清掃活動、5時間目等）に発症しています。
- ・およそ6割は、運動後（昼休みの外遊び、5時間目の体育）に発症しています。
- ・令和元年度のエピペンを使用した報告は4件でした。打った人は、養護教諭3件、本人1件です。
- ・令和元年度の報告件数14件のうち、管理指導表のあった児童生徒は6件でした。提出を依頼していますが、未提出であったり、外国籍であるため面談で終わっていたりしている報告もあり、管理指導表の活用割合を増やし、医師の指示の基づく対応が重要です。合わせて管理指導表のない児童生徒にもアナフィラキシー症状が起こる可能性もある危機意識を学校がもつことも重要です。

【各学校で徹底していきたいこと】

- 食物アレルギーを有する児童生徒の保護者と懇談を行い、学校において配慮・管理が必要であるかを確認する。
- 学校において配慮・管理が必要な児童生徒の保護者に対し、医師の診断に基づく適切な対応の重要性を丁寧に説明し、学校生活管理指導表等の提出を依頼する。
 - ・児童生徒の状況の変化に応じた適切な管理・指導
 - ・複数のチェック体制
 - ・児童生徒の欲求に応じた必要な指導及び組織的な対応の体制づくり（×過剰な管理）
- 食物アレルギー対応委員会は、食物アレルギーを有する生徒の有無にかかわらず組織し、開催する。（研修の機会でも周知をする）
 - ・新規に発症する児童生徒も想定した関係者の具体的な対応の確認
- 全ての職員が、同じ意識で同様の対応ができるよう、エピペンの実技研修とともに、実効性のある校内研修（例：シミュレーション）を実施する。

がん教育の推進について

がん対策は、がん対策基本法のもと、第3期がん対策推進基本計画（2017～2022年度）に基づいて実施されます。そのなかで学校教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとしてされています。

中学校学習指導要領（平成29年公示）解説 保健体育編には、生活習慣病の予防のなかに「がんの予防」の内容が追加されました。

岐阜県では、がん教育総合支援事業を行い、県内で研修を開催しています。（令和2年度は、開催を中止）また、外部講師と教諭と一緒に授業を行い、授業で使用した資料等を岐阜県教育委員会のホームページで紹介しています。

(1) 学校におけるがん教育の基本的な考え方

①がん教育の定義

健康教育の一環として、がんについて正しい理解と、がんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る。

②がん教育の目標

<1>がんについて正しく理解することができるようにする

<2>健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする

③がん教育の具体的な内容

ア がんとは（がんの要因等）

カ がんの治療法

イ がんの種類とその経過

キ がん治療における緩和ケア

ウ 我が国のがんの状況

ク がん患者の生活の質

エ がんの予防

ケ がん患者への理解と共生

オ がんの早期発見・がん検診

④留意点

<1>学校教育活動全体での推進

<2>発達の段階を踏まえた指導

<3>外部講師の参加・協力など関係諸機関との連携

<4>がん教育で配慮が必要な事項

(3) がん教育の実施状況

(平成 30 年度におけるがん教育の実施状況調査の結果について 文部科学省)

※特別支援学校、義務教育学校の回答は、〇〇段階を含む

① 貴校では、平成 30 年度にがん教育を実施しましたか。

	貴校でがん教育を実施した	貴校でがん教育を実施しなかった	備考:平成 29 年度結果
小学校段階	岐阜県 65.2% 全国 56.3%	岐阜県 34.8% 全国 43.7%	岐阜 実施 66.7% 全国 実施 52.1%
中学校段階	岐阜県 84.4% 全国 71.4%	岐阜県 15.6% 全国 28.4%	岐阜 実施 84.4% 全国 実施 64.8%
高等学校段階	岐阜県 81.0% 全国 63.7%	岐阜県 19.0% 全国 36.3%	岐阜 実施 73.0% 全国 実施 58.0%

岐阜県は、がん教育を実施したと回答した学校が全国平均を上回る結果でした。

【参考資料】

岐阜県教育委員会 体育健康課のホームページ 学校保健の推進

がん教育の推進

平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校、高等学校の保健においては『がんについても取り扱うこと』が新たに明記されました。

岐阜県教育委員会では、多くの先生方ががん教育の参考にいただけるよう、中学校における外部講師を活用したがん教育の基本的な指導案を作成しました。各学校におけるがん教育の推進にご活用ください。

【平成30年度がん教育総合支援事業のモデル校（中学校）における取組から】

モデル校：多治見市立陶都中学校、高山市立東山中学校

○[がん教育の推進について \(PDF:167KB\)](#)

○[中学校保健体育科指導案〈外部講師活用モデル授業〉【Word版】 \(Word:26KB\)](#)

○[中学校保健体育科指導案〈外部講師活用モデル授業〉【PDF版】 \(PDF:360KB\)](#)

【令和元年度がん教育総合支援事業のモデル校（高等学校）における取組から】

モデル校：県立各務原西高等学校のがん教育実践資料

○[高等学校保健学習指導案〈外部講師活用〉【Word版】 \(Word:23KB\)](#)

○[がん教育の授業で使用した資料【PDF版】 \(PDF:3,294KB\)](#)

○[がん教育のまとめ（授業者）【PDF版】 \(PDF:130KB\)](#)

モデル校：県立大垣西高等学校のがん教育実践資料

○[高等学校〈保健&命の授業〉学習の流れ〈外部講師活用〉【Word版】 \(Word:21KB\)](#)

○[がん教育の授業（保健）で使用した資料【PDF版】 \(PDF:1,813KB\)](#)

○[がん教育の授業（命の授業）で使用した参考資料【PDF版】 \(PDF:2,851KB\)](#)

○[がん教育のまとめ（授業者）【PDF版】 \(PDF:167KB\)](#)

※各学校にてより活用しやすいように、授業者及び外部講師の承諾を得て資料を掲載しました。元年度は、高等学校にて実施しましたが、中学校においても活用可能です。それぞれの学校の実情に合わせて活用してください。なお、「命の授業」については参考例であり、授業の流れは実態に応じて、各学校において依頼された外部講師との入念な事前の打合せによって進めていただくことが大切です。

性に関する指導について

近年は、インターネットやスマートフォンの普及により、性に関する情報の入手が容易になり、性行動の低年齢化を招いたり、SNS等による性被害に及ぶトラブルが起きたりするなど、新たな問題も顕在化しています。また、エイズや性感染症等の青少年への感染も社会問題の一つとなっています。

こうした状況をから、平成31年3月に「性に関する指導の手引（岐阜県学校保健会）」を発行しました。本手引は、性に関する指導の指導案や学習ノート、性に関する指導のQ&Aで構成されています。学習指導要領の趣旨を踏まえた指導の参考として、活用ください。また、資料として『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）平成27年 文部科学省』も付いております。

文部科学省から平成31年3月『改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引』、令和2年3月『改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引』が発行されました。この手引のなかに性に関する指導の留意点について、以下のように示してあります。

○性に関する指導の留意点

学校における性に関する指導は、教育課程において実施されることから、学習指導要領に基づいて行うことが重要である。その指導は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、現在の性に関する指導の基本的な考え方は、平成20年1月の中央教育審議会答申によるところが大きい。

（心身の成長発達についての正しい理解）

○学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある。そのためには、子供たちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

○このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連す

る教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連づけて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

この答申を踏まえつつ、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、(健康・安全・食に関する資質・能力)において学校における性に関する指導に関連して、次のことが示された。

○1. でも述べたように、とりわけ近年では、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。このため、子どもたちが、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

○こうした課題を乗り越え、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人一人に育むことが強く求められている。

(略)

このように、性に関する指導については、健康教育の一環として、教科横断的なテーマで議論された。

性に関する指導の目的や内容、指導体制等は、今回の改訂においても平成 20 年の中教審答申の内容が踏襲されるが、資質・能力が新しく示された関係で知識だけでなく思考力、判断力、表現力の内容も示されたことに留意する必要がある。

…(中略)…

性に関する指導についても健康教育の一環として、集団指導と個別指導の関連を図って進めることが重要である。

それらを踏まえて、改めて配慮する必要がある。

- ・児童の発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること
- ・集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うこと

感染症の予防について

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場所であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響があります。感染症の予防が大変重要です。

感染症を予防するには、感染源に応じて消毒や換気など衛生的な環境を整える保健管理と児童生徒等が手洗い等、生活習慣を身に付けたり、正しい知識を理解したりする保健教育の両方の側面からの指導を行う必要があります。児童生徒等が生涯にわたって健康に生きるための習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた指導をお願いします。

新型コロナウイルス感染症について

今まで新型コロナウイルス感染症に関わる文書を体育健康課から60以上の文書を送付しております。新しい感染症で不明な部分があり、途中で情報が変更、追加されたり、多くの情報が送付されたり、学校が大変混乱し、急な変更・追加にも対応していただいております。

新型コロナウイルス感染症の主な情報をまとめましたので、参考として活用してください。

(この情報は、資料作成時の6月26日現在のものです)

○文部科学省 小学校・中学校・高等学校 保健教育指導資料

【令和2年5月7日付け 体健109号「新型コロナウイルス感染症に関する指導資料の送付について」】

○文部科学省Q&A

【令和2年6月18日付け 学支第531号体健第220号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの更新について」】

○差別・偏見の防止

【令和2年6月19日付け 学支第532号体健222号学安第158号「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について(依頼)」】

○熱中症予防対策

【令和2年6月1日付け 学安第99号体健第129号「学校教育活動における熱中症予防対策等について(通知)」】

○健康診断

【令和2年5月19日付け 体健第139号の2「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び教職員の健康診断の実施等に関する対応について(依頼)」】